

第2期苫前町まち・ひと・しごと
創生総合戦略

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

苫前町

目 次

第1編 総論

| | |
|----------------------------------|---|
| 第1章 計画の概要 | 4 |
| 1 地方創生の取組と現状 | 4 |
| 2 策定方針 | 4 |
| 3 計画の構成 | 4 |
| 第2章 苫前町第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略 の総括 | 5 |
| 1 第1期総合戦略の検証 | 5 |
| 2 人口推計における比較 | 6 |
| 3 第1期総合戦略の総括 | 7 |

第2編 人口ビジョン（再掲）

| | |
|----------------|----|
| 第1章 将来人口の推計と分析 | 9 |
| 1 将来人口の推計 | 9 |
| 2 人口減少が及ぼす影響 | 9 |
| 第2章 将来の人口展望 | 11 |

第3編 総合戦略

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 総合戦略の基本的な考え方 | 13 |
| 1 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 13 |
| 2 基本的な方向性 | 15 |
| 3 第5次苫前町総合振興計画と連動した取組 | 16 |
| 4 総合戦略の取組体制 | 18 |
| 第2章 施策の方向性 | 19 |
| 1 国の総合戦略との関係 | 19 |
| 大綱1 産業振興による活力ある地域創造戦略 | 20 |
| 第1節 数値目標 | 20 |
| 第2節 基本的な方向 | 20 |
| 第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI） | 21 |
| 施策1 産業の育成・支援 | 21 |
| 施策2 多様な就労環境の創造 | 24 |

| | | | |
|------|-------------------------------------|-------|----|
| 大綱 2 | 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略 | ---- | 26 |
| 第1節 | 数値目標 | ----- | 26 |
| 第2節 | 基本的な方向 | ----- | 26 |
| 第3節 | 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI） | ----- | 27 |
| 施策1 | 地域ブランドの創造 | ----- | 27 |
| 施策2 | 地域資源を活かした観光振興 | ----- | 28 |
| 施策3 | 関係人口の拡大と移住・定住の促進 | ----- | 29 |
| 大綱 3 | 子育て世代に選ばれる地域創造戦略 | ----- | 32 |
| 第1節 | 数値目標 | ----- | 32 |
| 第2節 | 基本的な方向 | ----- | 32 |
| 第3節 | 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI） | ----- | 33 |
| 施策1 | 結婚サポート | ----- | 33 |
| 施策2 | 子ども・子育て支援の充実 | ----- | 33 |
| 施策3 | 安心して子育てできる環境の充実 | ----- | 35 |
| 施策4 | 特色ある教育による知・徳・体の向上 | ----- | 37 |
| 施策5 | きめ細かな支援による平等な学習機会の提供 | ----- | 38 |
| 大綱 4 | 確かな暮らしを営む地域創造戦略 | ----- | 41 |
| 第1節 | 数値目標 | ----- | 41 |
| 第2節 | 基本的な方向 | ----- | 41 |
| 第3節 | 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI） | ----- | 42 |
| 施策1 | 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー 社会への転換 | ----- | 42 |
| 施策2 | 森林資源の利活用の促進 | ----- | 43 |
| 施策3 | 防災の推進 | ----- | 44 |
| 施策4 | 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の 維持管理の最適化 | ----- | 47 |
| 施策5 | コミュニケーション手段の確保 | ----- | 49 |
| 施策6 | 行政機能の効率化の検討 | ----- | 49 |
| 大綱 5 | 健康で活躍する地域創造戦略 | ----- | 52 |
| 第1節 | 数値目標 | ----- | 52 |
| 第2節 | 基本的な方向 | ----- | 52 |
| 第3節 | 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI） | ----- | 53 |
| 施策1 | 健康寿命の延伸 | ----- | 53 |
| 施策2 | 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備 | ----- | 55 |
| 施策3 | 地域を守るコミュニティの活性化 | ----- | 56 |

第 1 編 総論

第1章 計画の概要

1 地方創生の取組と現状

全国的な人口減少・少子高齢化は依然として深刻な状況であり、それに伴い地方における生産年齢人口は著しく減少しています。一方で、国内の就業者数は増加しており、全体的な人口減少を女性や高齢者の社会進出が補っている状態となっています。また、東京圏への転出超過は依然として一極集中の傾向が続いており、全人口の約3割が東京圏に集中しています。

本町においても、まちの将来を担う若い世代、特に女性の町外への流出が顕著であり、そのことが人口の社会減にもつながっています。

本町の活力や機能等を維持し続けるために、平成27年度（2015年度）に策定した「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）により、これまで行ってきた取組を振り返るとともに、働く場の確保や魅力あるまちづくり、暮らしやすい環境づくりと地域を担う人づくりに引き続き取り組むことが必要です。

2 策定方針

地方創生の実現は、地方と国が一体となって切れ目なく継続して取り組む必要があります。このため、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び北海道の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ、本町の実情に即した地域性のある計画とします。

また、第5次苫前町総合振興計画の基本構想を踏まえた計画とし、「いつまでも暮らしていける苫前」の実現を目指します。

3 計画の構成

（1）人口ビジョン（再掲）

本町の将来における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と令和42年（2060年）の人口展望を示すこととします。

対象期間は、平成27年度（2015年度）から、45年後の令和42年度（2060年度）までとしています。

（2）総合戦略

本町における人口の現状と将来の展望を見直す人口ビジョンを踏まえて、今後5か年で重点的に取り組む重点プロジェクトや施策の基本的方向を定め、具体的な事業を着実に進めます。

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年間とします。

第2章 苫前町第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括

1 第1期総合戦略の検証

本町では、人口減少、特に若者の都市部への流出に歯止めをかけ、地域の活力の維持・向上を図るため、平成28年(2016年)3月に「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、それに位置付ける主要施策を展開してきました。

また、総合戦略の推進に当たっては、町民で構成する「苫前町地方創生戦略推進会議」を設置し、各年度において、主要施策や重要業績評価指標(KPI)の進捗状況を把握し、検証してきました。

令和元年度(2019年度)に実施した進行管理におけるKPIの達成状況は次のとおりであり、B(おおむね順調)以上の目標指標の割合は、62.3%となっています。

| 施策名 | 目標 指標数 | A | B | C | D |
|---------------------------------|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 1. 産業振興による活力ある地域創造戦略 | 18 | 11 61.1% | | 1 5.6% | 6 33.3% |
| (1) 産業の育成・支援 | 15 | 9 | | 1 | 5 |
| (2) 多様な就労環境の創造 | 2 | 1 | | | 1 |
| (3) シニア世代の就労等促進 | 1 | 1 | | | |
| 2. 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略 | 18 | 10 55.6% | 3 16.7% | 2 11.0% | 3 16.7% |
| (1) 観光産業の育成・支援 | 5 | 2 | | 1 | 2 |
| (2) 新たな交流・集客の推進と移住・定住の促進 | 11 | 6 | 3 | 1 | 1 |
| (3) 地域ブランドの創造 | 2 | 2 | | | |
| 3. 子育て世代に選ばれる地域創造戦略 | 23 | 11 47.8% | 4 17.4% | 1 4.3% | 7 30.5% |
| (1) 子ども・子育て支援の充実 | 10 | 6 | | 1 | 3 |
| (2) 安心して子育てできる環境の充実 | 1 | | | | 1 |
| (3) 結婚サポート | 2 | 2 | | | |
| (4) 特色ある教育による知・徳・体の向上 | 5 | 1 | 3 | | 1 |
| (5) きめ細かな支援による平等な学習機会の提供 | 5 | 2 | 1 | | 2 |
| 4. 確かな暮らしを営む地域創造戦略 | 14 | 6 42.9% | 4 28.6% | 1 7.1% | 3 21.4% |
| (1) 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換 | 1 | 1 | | | |
| (2) 食の安全・地産地消の促進 | 1 | | 1 | | |
| (3) 森林資源の利活用の促進 | 1 | 1 | | | |
| (4) 防災の推進 | 7 | 2 | 2 | | 3 |

| 施策名 | 目標 指標数 | A | B | C | D |
|-------------------------------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| (5) 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化 | 3 | 2 | | | 1 |
| (6) 行政機能の効率化の検討 | 1 | | 1 | | |
| 5. 健康で活躍する地域創造戦略 | 12 | 3 25.0% | 1 8.3% | 1 8.3% | 7 58.4% |
| (1) 健康寿命の延伸 | 9 | 3 | | 1 | 5 |
| (2) 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備 | 1 | | 1 | | |
| (3) 地縁・テーマ型コミュニティの活性化 | 2 | | | | 2 |
| 合計 | 85 | 41 48.2% | 12 14.1% | 6 7.1% | 26 30.6% |

達成状況の考え方

| |
|-----------|
| A：順調 |
| B：おおむね順調 |
| C：やや遅れている |
| D：遅れている |

また、地方創生戦略推進会議において、委員からは主に次のような意見がありました。

- ・労働力不足が深刻な状況であるため、男女が共に社会参画できるような取組が必要である。
- ・育児と仕事を両立できる環境の整備が重要である。
- ・地元定着を促進するためには、若者や女性が望む仕事があることや住宅の確保（空家の利活用を含め）が重要である。
- ・他の自治体と差別化を図る取組をしなければならない。
- ・KPIの設定が適当でないと感じるものや、目標値が甘い（又は辛い）指標があると感じる。

2 人口推計における比較

平成27年（2015年）4月時点の人口推計の推計値と、その後の実績値を比較すると、次の表のとおりであり、推計値より実績値の減少幅が少なく、逆に推計値より下回る実績値であり、ある程度、人口減少が抑制されていると判断します。

しかしながら、全国的には、東京圏の転入超過数が依然として高く、東京一極集中に歯止めがかかっておらず、本町においても、札幌圏など都市部への転出が続いています。

【推計値と実績値との比較】

| | 平成27年 (2015年) | 平成28年 (2016年) | 平成29年 (2017年) | 平成30年 (2018年) | 令和元年 (2019年) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 推計値 | 3,258 | 3,194 | 3,130 | 3,066 | 3,002 |
| 実績値 | 3,258 | 3,261 | 3,208 | 3,134 | 3,065 |
| 実績値－推計値 (割合) | － | 67 2.1% | 78 2.5% | 68 2.2% | 63 2.1% |

* 実績値：平成27年(2015年)は国勢調査実績値、平成28年(2016年)以降は各4月1日現在の推計人口

3 第1期総合戦略の総括

第1期総合戦略に基づいた主要施策を実施し、重要業績評価指標(KPI)はB「おおむね順調」以上と評価される項目が多くあります。人口減少の緩和については、人口ビジョンを考察し、自然減、社会減の要因(核家族化の進行、未婚・晩婚・晩産化、若者の進学・就職等による首都圏への転出、札幌圏への人口集中などを踏まえ、効果的な少子化対策や地域資源を活かした産業・雇用の場の創出、さらには地域に住み続けることができる生活環境の整備など、分野横断的に取り組み、より実効性を高めることが求められています。

このことから、第2期総合戦略においては、人口減少の抑制に少しでも結びつくよう主要施策を着実に推進するとともに、人口減少下においても、本町の活性化に寄与するよう施策を展開することが重要です。

このため、第2期総合戦略では、社会動態や自然動態を常に意識しながら、総合戦略に基づく施策やKPIを客観的に評価・検証し、改善していく必要があるとともに、計画期間の途中であっても、総合戦略の推進に結びつく施策を随時検討し、位置付けて行く必要があります。

一方で、人口減少の抑制を目指すものの、人口減少そのものは避けられない状況にあり、財政規模の縮小も見込まれることから、限られた予算を有効活用する観点からも、事業の効果を検証し、必要により事業の縮小や廃止にも踏み込むスクラップアンドビルドの視点も同時に求められます。

第2編 人口ビジョン（再掲）

第1章 将来人口の推計と分析

1 将来人口の推計

本町における将来人口は、平成27年（2015年）国勢調査を基準年として「現状のまま推移した場合」の推計値は下表のとおりです。

25年後の令和22年（2040年）の総人口は2,097人となります。また、50年後の令和42年（2060年）の総人口は1,536人となり、基準年の3,258人と比べると、1,722人（47.1%）減少することとなります。

町は、減少幅が大きいことに加え、現状（平成27年～令和2年）の推計値と実績値との比較を踏まえた上で、現行の人口ビジョンどおりとし、修正しないものとします。

推計結果（2060年までの各年）

| | 基準年 | 推計値 | | | |
|---------|----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | 2015年 平成27年 | 2020年 令和2年 | 2025年 令和7年 | 2030年 令和12年 | 2035年 令和17年 |
| 現行の総合戦略 | 3,258 | 2,938 | 2,693 | 2,468 | 2,270 |
| 増減人数 | — | △320 | △245 | △225 | △198 |
| 増減割合 | — | △10% | △8% | △8% | △8% |

| | 推計値 | | | | |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 2040年 令和22年 | 2045年 令和27年 | 2050年 令和32年 | 2055年 令和37年 | 2060年 令和42年 |
| 現行の総合戦略 | 2,097 | 1,934 | 1,784 | 1,653 | 1,536 |
| 増減人数 | △173 | △163 | △150 | △131 | △117 |
| 増減割合 | △8% | △8% | △8% | △7% | △7% |

2 人口減少が及ぼす影響

（1）町民生活への影響

将来的な人口の減少と高齢化に伴い、コミュニティや町内会での地域活動や祭礼などの伝統行事の維持に必要な担い手の確保が難しくなると予想されます。

また、年少人口の大幅な減少は、学校行事や部活動の実施を困難にするなど、子どもたちの身体の発達や社会性の涵養への影響が懸念されます。

さらに、高齢者（老年人口）1人当たりの生産年齢人口は、平成27年（2015年）時点では1.3人であったものが、少子高齢化により、将来的には働き手1人で高齢者1人を支える構造となります。一方、高齢者数は令和7年（2025年）まで増加し続けると予想されることから、医療・介護に関わる費用の増加や、医療・介護従事者の不足など、現在と同じレベルのサービスの提供が難しくなると予想されます。

(2) 地域経済への影響

人口減少、労働力人口の減少により、地域の消費市場規模が縮小するとともに、労働生産性が人口減少を補うほど高くなっていかなければ、生産額も減少するものと考えられます。

近年では、地域消費需要が他の圏域に流出する傾向が強まっており、人口減少によりさらに、その傾向が強まることが懸念されます。

(3) 町財政への影響

本町の町税については平成13年(2001年)がピークで4億1,800万円ありましたが、その後は平均3億4,492万円で推移しており、平成30年(2018年)は3億5,346万円となりました。

人口減少は、将来的に家屋の減少による固定資産税の減収や地価の下落を招くこととなり、市街地の衰退とともに財政力の低下が進むものと考えられます。

また、生産年齢人口の減少に伴い、町税収入が減少し本町の財政状況が悪化することで、拡大する行政需要や住民ニーズへの対応、公共施設の整備や維持修繕など、必要とされる町民サービスの低下が懸念されます。

第2章 将来の人口展望

基本構想目標年度に当たる令和7年度の将来目標人口を第5次総合振興計画策定時の3,000人を改め、**2,800人**と設定します。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づく推計の結果、本計画の目標年次である令和7年度には2,693人程度になることが予想されますが、地元での雇用機会の促進や住みやすい環境の整備などにより、地域の定着が図られるよう各施策を推進し、目標人口の達成をめざします。

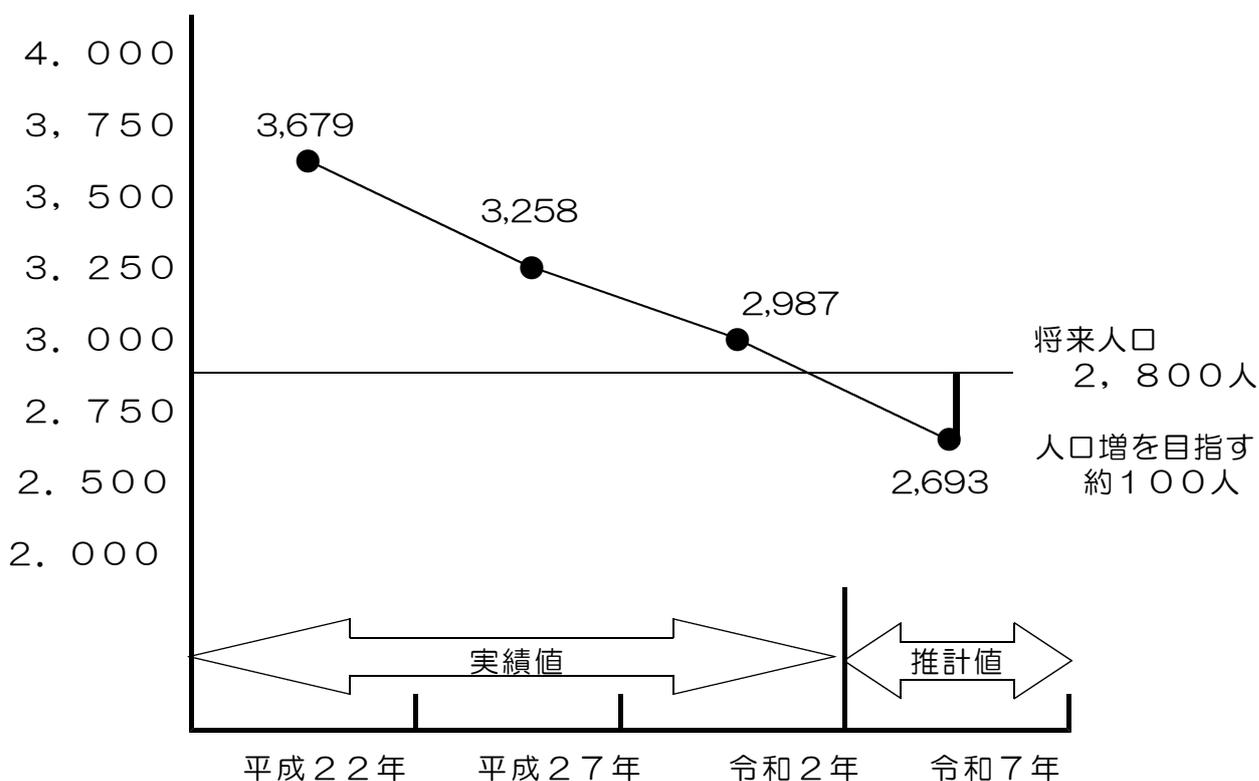
年齢3区分人口及び構成比

(単位：人)

| 年 区分 | 実績 | | | 推計 |
|---------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| | 平成22年 (2010) | 平成27年 (2015) | 令和2年 (2020) | 令和7年 (2025) |
| 人口総数 | 3,679 | 3,258 | 2,987 | 2,693 |
| 0～14歳 | 404 | 324 | 286 | 256 |
| 15～64歳 | 1,897 | 1,646 | 1,467 | 1,259 |
| 65歳以上 | 1,378 | 1,288 | 1,234 | 1,178 |
| 構成比 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 0～14歳 | 11.0 | 9.9 | 9.6 | 9.5 |
| 15～64歳 | 51.6 | 50.5 | 49.1 | 46.8 |
| 65歳以上 | 37.4 | 39.6 | 41.3 | 43.7 |

(住民基本台帳：4月1日)

(単位：人)



第3編 総合戦略

第1章 総合戦略の基本的な考え方

1 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 国の総合戦略の基本的な考え方

国の総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の克服に向けて、次の2つを基本的な考え方として示しています。

本町においても、国の基本的な考え方を踏まえ「人口減少」と「地方創生」に向き合い、実効性が期待できる施策に取り組みます。

①人口減少と地域経済縮小の克服

- ・「東京一極集中」を是正する
- ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
- ・地域の特性に即して地域課題を解決する

②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

(2) まち・ひと・しごとの5原則を踏まえた施策展開

国では、第1期総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」を引き続き重要な考えと位置付けています。本町も、国の政策5原則を踏まえ、関係する施策の展開を図ります。

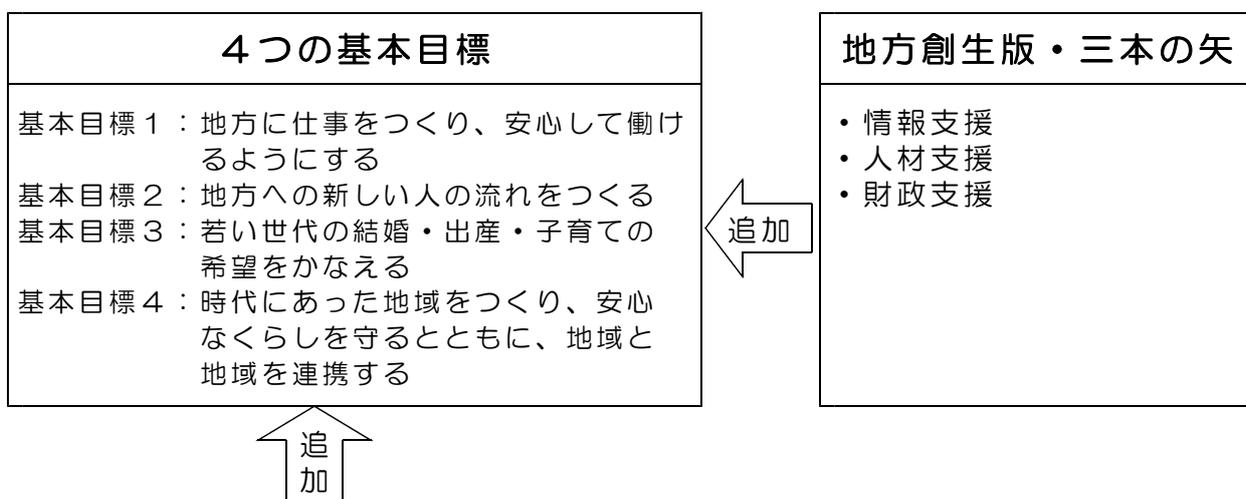
| 国の政策5原則 | 町としての政策5原則 |
|-----------------------|--|
| 地方自治体等の「自立性」を支援 | 次世代に向け、産業誘発や定住条件の向上など苦前躍進に向けて効果が発揮される施策への積極的かつ柔軟な取組の推進 |
| 「将来性」のある取組を支援 | 苦前の価値の底上げにつながる事業や施策の展開、持続させる仕組みづくり |
| 「地域性」を考慮した支援 | 客観的データに基づく地域の実状分析や将来予測による施策展開*「地域経済分析システム」(国より提供)等の活用 |
| 最大の成果を上げる取組みに「直接的」に支援 | 住民、産業界、教育機関、金融機関などの連携 |

| 国の政策5原則 | 町としての政策5原則 |
|---------------------|--------------------------|
| 数値目標を設定し検証を行う「結果重視」 | 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定と検証 |

（3）4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

第1期総合戦略で取り組んできた4つの基本目標を第2期総合戦略においても継承しつつ、新たな視点を追加し一体的かつ重層的に展開します。

【国としての視点】



| 新たな視点 |
|--|
| 視点1：地方へのひと・資金の流れを強化する ＝将来的な地方移住にもつなげる「関係人口」の創出・拡大 ＝企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化 視点2：新しい時代の流れを力にする ＝Society 5.0の実現に向けた技術の活用 ＝SDGsを原動力とした地方創生 視点3：人材を育て活かす ＝地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援 視点4：民間と協働する ＝地方公共団体に加え、NPO等の地域づくりを担う組織や企業との連携 視点5：誰もが活躍できる地域社会をつくる ＝女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現 視点6：地域経営の視点で取り組む ＝地域の経済社会構造全体を俯瞰したマネジメント |

町として、第1期総合戦略の検証や人口推計の比較、さらには第1期総合戦略の総括で明らかとなった課題解決を図るため、4つの基本目標を第2期総合戦略においても継承しつつ、新たな視点を追加し展開します。

【町としての視点】

4つの基本目標

- 基本目標1：「とままえ」において安心した雇用を創出する
- 基本目標2：「とままえ」へ新しい人の流れをつくる
- 基本目標3：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4：時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する



新たな視点

- 視点1：人材を育て活かす
＝中長期を見据えて「ひと」に着目し、地方創生の基盤をなす人材の育成や活躍を図るための環境の整備を推進する
- 視点2：地方へのひとの流れを強化する
＝人口減少・少子高齢化や地域づくりを支える担い手不足など様々な地域課題を抱える中、地域外であって、移住でもなく観光でもなく、特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域課題の解決に資する「関係人口」の創出・拡大に取り組むことで、苫前町へのひとの流れを強化する
- 視点3：新しい時代の流れを力にする
＝将来的にSociety 5.0の実現を視野に、ICT（情報通信技術）を活用し、まち・ひと・しごと創生の施策を横断的に結び付け、施策を連携させ、地域課題の解決を図る
- 視点4：4つの基本目標に基づく現行の施策のさらなる磨き上げ・見直し
＝第1期総合戦略に基づく施策を推進している中で、「日常生活の便利さの向上」「雇用の創出」「出産・結婚・子育て環境の充実」「人口減少」などの課題が解決に至っていない現状を踏まえ、現行の施策について検証を行い、真に必要な施策を検討し、継続的に人口減少対策を推進する。

2 基本的な方向性

第2期総合戦略を推進するに当たっては、次の基本的な方向性を踏まえて取組を進めます。

(1) 量から質への変換、意識の転換

歴史や伝統など、これまで積み重ねてきた本町の資源を大切にしつつも、量の時代から質の時代への変革を意識し、常に新たな高みを見出そうとする意志を持ち、豊かで質の高い「洗練された田舎」としての魅力を高めます。

(2) 新しい時代の流れを力にする

あらゆる分野における少子高齢化による労働力不足への対応や、生活や産業の利便性や生産性の向上を図るため、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等の未来技術を活用するなど、Society 5.0の視点を持って各種施策を推進します。
また、持続可能な開発目標（SDGs）の基本理念を踏まえて、経済・社会及び環境の各取組を調和させ、持続可能な社会の実現を目指した取組を推進します。

— Society 5.0（ソサエティ5.0）とは —

- 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことである

— SDGs（持続可能な開発目標）とは —

- 2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標（ゴール）とその下位目標である169のターゲットを設定している

(3) 効果的な施策展開

限られた財源の中で、効果が少ない事業を縮小・廃止し、効果が期待できる事業に重点的に取り組むスクラップアンドビルドの視点を持って、事業を展開します。

3 第5次苫前町総合振興計画と連動した取組

令和3年度を始期とする第5次苫前町総合振興計画：後期基本計画

「いつまでも暮らしていける苫前に」は、本町の最上位計画であり、行政や関係機関をはじめ、住民、各種団体、事業所などあらゆる主体に共有されるまちづくりの指針であるとともに、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となります。

このような総合計画の性格を踏まえ、人口減少・超高齢社会に立ち向かい地域の活力を創生していくため、第5次苫前町総合振興計画に示された7つのまちづくり目標の中から、5つの重点項目を抽出し、これを総合戦略の柱に据え、第5次苫前町総合振興計画と連動した取組を進めます。

第5次苫前町総合振興計画（まちづくりの目標）

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
（子育て支援の施策）
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
（健康・福祉・社会保障の施策）
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
（人権・男女共同・地域コミュニティの施策）
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
（産業振興の施策）
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
（生活基盤整備の施策）
- 6 安全で安心な暮らしのできるまちづくり
（生活環境の充実の施策）
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり
（行財政運営の充実の施策）

5つの重点戦略

第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 産業振興による活力ある地域創造戦略
- 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略
- 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略
- 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略
- 5 健康で活躍する地域創造戦略

4 総合戦略の取組体制

(1) 「苫前町地方創生戦略推進会議」による効果検証とPDCAサイクルの確立

各界各層の町民代表からなる「苫前町地方創生戦略推進会議」による進捗状況の確認・効果検証を行い、「PDCAサイクル」による取組の改善と効果的な実施に努めます。

PDCAサイクルとは

- 事業活動における管理業務を円滑に進めるマネジメント手法の一つ。
- Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの段階を繰り返すことにより、事務の継続的な改善を推進する

(2) 広域連携による取組の推進

広域的な対策が必要な課題への対応や、より効果的な施策の推進のため、留萌振興局管内を始めとした地域間の連携を図り、実効性の高い取組を推進します。

(3) 支援制度の積極的活用

国の地方創生交付金などの財政支援、「地方創生コンシェルジュ制度」などの人的支援を始め、国や道等の支援制度を積極的に活用します。

地方創生コンシェルジュ制度とは

- 地方公共団体が地方創生の取組を進めるにあたり、国が各府省に担当窓口となる職員を選任し、積極的に支援するために設置した相談窓口である

(4) 新たな時代の潮流への対応

国が推進するSDGs（エスディーゼーズ）やSociety 5.0（ソサイティ5.0）、女性活躍など、新たな時代の潮流に対応した施策を充実させていきます。

第2章 施策の方向性

1 国の総合戦略との関係

国は、第1期総合戦略で取り組んできた4つの基本目標を第2期総合戦略においても継承しつつ、新たな視点を追加し一体的かつ重層的な基本目標を設定しています。

本町においても、国が設定する4つの基本目標との連動を図りながら、5つのプロジェクトを進めていきます。

| 国：4つの基本目標 | 苫前町：5つの重点プロジェクト |
|--|---|
| ①地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする | 産業振興による活力ある地域創造戦略 ○産業の育成・支援 ○多様な就労環境の創造 |
| ②地方への新しい人の流れをつくる | 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略 ○地域ブランドの創造 ○地域資源を活かした観光振興 ○関係人口の拡大と移住・定住の促進 |
| ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 子育て世代に選ばれる地域創造戦略 ○結婚サポート ○子ども・子育て支援の充実 ○安心して子育てできる環境の充実 ○特色ある教育による知・徳・体の向上 ○きめ細かな支援による平等な学習機会の提供 |
| ④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する | 確かな暮らしを営む地域創造戦略 ○地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換 ○森林資源の利活用の促進 ○防災の推進 ○社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化 ○コミュニケーション手段の確保 ○行政機能の効率化の検討 |
| | 健康で活躍する地域創造戦略 ○健康寿命の延伸 ○住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備 ○地域を守るコミュニティの活性化 |

大綱 1 産業振興による活力ある地域創造戦略

第 1 節 数値目標

| 指 標 | 数値目標 |
|--------|---------|
| 新規雇用者数 | 20人（累計） |

第 2 節 基本的な方向

（1）産業の育成・支援

- ① 農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続的で多様な農業生産」と「魅力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進します。
- ② 活力ある水産業の確立に向けた漁業生産基盤の整備や「つくり育てる漁業」の推進により、漁獲量の確保と漁業経営基盤の安定化を図ります。
- ③ 農業や漁業をはじめとする地場製品の品質向上、地産地消、ブランドの構築、6次産業化を推進し、付加価値を高めるとともに、新たな担い手の確保を推進します。
- ④ 商工業者の支援を通じ、経営と雇用の安定化を図ります。
- ⑤ 企業誘致による雇用創出を図るとともに、雇用創出や人材定着に関する企業への支援策を検討します。
- ⑥ 起業支援対策の充実を図ります。

（2）多様な就労環境の創造

- ① 各産業団体や企業の労働力不足に対応した取組を進めます。
- ② 若年者の雇用促進に向けた支援策を推進します。
- ③ 小・中学生や高校生が地元の産業に触れる機会や企業を知る機会を創出し、地域を支える担い手の育成に努めます。
- ④ 女性の雇用促進に向けた就労支援策を検証し、地元定着と就労機会の創出を図ります。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 産業の育成・支援

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|----------------|-----------|-----------|
| 第1次産業の新規就業者数 | 農業0人・漁業2人 | 農業1人・漁業2人 |
| 農業法人数 | 9法人 | 10法人 |
| 農業生産額 | 3,070百万円 | 3,006百万円 |
| 有害鳥獣等の農業被害削減額 | 528万円 | 450万円 |
| 漁家法人数 | 10法人 | 10法人 |
| 漁業生産額 | 1,865百万円 | 2,052百万円 |
| 有害鳥獣等の漁業被害削減額 | 0 | 0 |
| 6次産業化に取り組む経営体 | 2件 | 5件 |
| 商業店舗数 | 52店舗 | 50店舗 |
| 商業従業員数 | 102人 | 100人 |
| 工業事業者数 | 9法人 | 9法人 |
| 工業従業員数 | 74人 | 74人 |
| 企業誘致件数 | 0 | 2件 |
| 起業・創業・事業承継支援者数 | 17件 | 20件 |

ア. 農業・漁業の担い手経営力の強化

担い手の安定的な経営の確立を図るため「経営力強化・向上」に着目した各種支援策を実施します。

併せて、「強い農漁業」、「儲かる農漁業」、「持続可能な農漁業」を構築するための施策の検討を行います。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 「強い農漁業」、「儲かる農漁業」、「持続可能な農漁業」についての施策の検討 |
| ○ GPS基地局の設置等スマート農業の推進 |
| ○ スマート水産業による省力化等の検討 |
| ○ 農作業、受託組織等の育成及び活用促進 |
| ○ 労働力確保のための受入体制の整備 |
| ○ 農地中間管理機構の活用による農地流動化等農地の集団化・集約化の促進 |
| ○ 法人化を目指す農業者・漁業者の基盤強化支援 |
| ○ 有害鳥獣の駆除、鳥獣被害の防除推進 |

イ. 青年・女性農漁業者の育成

青年・女性農漁業者の確保や人材育成を図るため、就農漁業前から就農漁業時、就農漁業後までの一貫した支援を行います。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 新規就農漁業者又は新規就農漁業予定者を対象とした技術習得等への支援に向けた検討 |
| ○ | 女性農業者、認定農業者・漁業士等への経営力向上のための各種研修等の実施 |

ウ. 農業生産基盤の拡大と整備

農地・農業用水等の保全・管理の推進と中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組など、農業の有する多面的機能の向上を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|-------------------------------|
| ○ | 農業生産基盤施設の整備促進 |
| ○ | 土地改良施設の整備補修の計画的な推進 |
| ○ | 減濁水対策施設の維持管理による農業用水の安定供給確保 |
| ○ | 中山間地域をはじめとした農業・農村の多面的機能の維持・発揮 |
| ○ | 自然環境の保全に資する農業生産活動の推進 |

エ. 漁業生産基盤の拡大と整備

漁港施設の安全性や機能性を向上させるため、漁業生産基盤の整備に努めるとともに、漁港施設の機能保全計画に基づく老朽化対策を推進します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 安心して漁業を営むための漁港整備 ：漁港生産基盤の整備 ：漁港施設の老朽化対策 |

オ. つくり育てる漁業の推進

つくり育てる漁業による継続的な種苗放流と資源管理型漁業の推進により、重要魚種の生産拡大と資源の維持・増大を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|-------------------|
| ○ | 種苗放流事業 ：ウニ人工種苗 |
| ○ | ナマコ養殖事業の推進 |
| ○ | 藻場再生事業の実施 |

カ. 苫前産農水産物の販売力強化事業による雇用の創出

特産品（農水産物）の開発の他、これを効果的に活用した事業実施体制や販売戦略（ブランド化等）の構築を行い、地場産業の振興と6次産業化を推進し、苫前産農水産物の販売力強化を図るとともに、より多くの雇用の場を確保します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | YES! clean（イエス・クリーン）や雪氷熱鮮度保持による苫前ブランド農水産物の育成 |
| ○ | 地域産品・地域資源を活用した「苫前ブランド」の創出 |
| ○ | 苫前ブランドや6次産業化に加え、町の新特産品の研究開発事業に取り組む生産者や事業者への支援 |

キ. 商工業の発展促進

町内の商工業者のさらなる発展のため、商工会の支援のほか利用者向けの支援制度の継続と見直しを図り、より使いやすい制度となるよう努めます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 既存商工事業者の経営基盤強化 |
| ○ | 商店街元気づくり助成事業 ：空き地空き店舗を活用した商業用店舗の開設 ：新たな商業用店舗の開設 ：店舗のリフォーム |

ク. 雇用創出のための企業誘致、働く場所の確保

若い世代の子育て世代をはじめ、苫前町への移住者や町内在住者の雇用を確保するため、空き家の活用も視野に入れながら、企業の誘致や雇用の拡大、さらに働き方改革の総合的な推進に向けて取り組みます。

| 具体的な施策・事業 |
|----------------------------|
| ○ 企業誘致の受け皿となる町有地の確保と支援策の検討 |
| ○ 企業誘致のための情報収集、個別案件への対応 |

ケ. 起業支援体制の充実・事業者の育成

創業支援事業計画に基づき商工会と連携しながら、伴走型の支援によりきめ細かい創業支援を行い、起業しようとする人への支援を積極的に行います。また、事業承継に関し、支援策の検討を行います。

| 具体的な施策・事業 |
|---------------------------------|
| ○ 起業・創業支援施策及び事業承継支援施策の検討 |
| ○ 創業支援ネットワーク体制の構築によるワンストップ窓口の充実 |

施策2 多様な就労環境の創造

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|------------------------------|------------------|-----------------|
| Uターン・Iターン数 | 16人 | 50人（累計） |
| 若年者雇用促進助成金を活用して確保した人材数 | 8人 | 20人（累計） |
| 女性の生産年齢人口（15歳から64歳まで）における就業率 | 70% （H27国勢調査） | 75% （R7国勢調査） |

ア. U・Iターン促進と人材育成の推進

各産業団体や企業の雇用についてのニーズを把握するとともに、人材を求める各産業団体等と就職を希望する方（新卒者、若者、子育て世代、町内在住者、移住希望者など）が結びつけられるよう、各産業団体等と連携しU・Iターンの促進と雇用の確保を図ります。

また、町内企業の雇用拡大や人材確保、さらに人材の定着に向け積極的に取り組む企業等への支援を進めます。

各分野の担い手に対応するため、小・中学生や高校生が地元の産業に触れる機会や企業を知る機会を創出し、地元の産業を担う人材を育成します。

| 具体的な施策・事業 |
|----------------------|
| ○ 人材確保や人材定着に関わる施策の検討 |
| * 次ページに続く |

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 苫前町雇用対策協議会の設置 ：外国人労働者の受入れに係る課題整理 ：業種間での労働力マッチング |
| ○ | 農業・漁業・商工業に従事する若者（40歳未満）を雇用した事業主に対し雇用に必要な費用の助成支援 |
| ○ | 一次産業を対象とした労働力の確保（外国人研修生等の受入れなど）に向けた共同住宅の新築助成支援（作業場及び倉庫等を改修した共同住宅を含む） |
| ○ | 高校生等を対象とした町内企業等インターンシップ支援 |

イ. 女性の就労支援

女性の雇用促進に向けた就労支援の充実を図るとともに、人材確保を目指す事業者や女性の活躍を促進する事業者の取組を支援することにより、女性の地元定着と就労機会の創出を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|-------------|
| ○ | 企業と連携した就労支援 |

大綱 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略

第1節 数値目標

| 指 標 | 数値目標 |
|---------------|----------|
| 観光客入込数 | 200,000人 |
| 子育て世帯の転入数（世帯） | 25世帯（累計） |

第2節 基本的な方向

（1）地域ブランドの創造

- ① 本町に関わりを持ってもらうため、ふるさと納税を契機とした交流人口の増加に取り組むとともに、本町の知名度向上等のため、情報発信体制の強化を図ります。
- ② 「観光・交流拠点」、また「住みよいまち」、「子育てをするのに適したまち」も含めた本町の地域ブランドの確立を図り、移住者や定住者の増加につなげます。

（2）地域資源を活かした観光振興

- ① 本町の観光の核である、観光施設や観光資源（食や苫前町の宝）を活用して、交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け取り組みます。
- ② 観光・交流機能を拡充するとともに、北海道や近隣自治体と連携し、観光客が楽しめる民間のサービスの増加、充実、滞留時間の延長等、地域経済効果に結びつくよう広域観光体制づくりを推進します。
- ③ 訪日外国人旅行客の受け入れ体制を整備します。

（3）関係人口の拡大と移住・定住の促進

- ① 苫前町公民館をはじめとする町内の様々な施設を活用し、文化、芸術、商業、スポーツなどのイベントの誘致・開催や訪問者の受入れを活発に行い、関係人口の拡大を図ります。
- ② 「都市と農漁村の融合」、「職住近接」、「教育・子育ての充実」などの本町の魅力を、子育て世代を中心に効果的に訴求し、

移住者やUターン者の増加を図り、まちづくりを担う生産年齢人口の厚みを確保していきます。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 地域ブランドの創造

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|----------------|------|---------|
| ふるさと応援寄附件数 | 278件 | 600件 |
| シティプロモーション実施回数 | 5回 | 6回 |

ア. ふるさと納税制度の活用

ふるさと納税のPRを積極的に行い、寄附金額の増額を目指すとともに、寄附された資金をもとに地域課題の解決や返礼品による地域経済の活性化に取り組みます。

| 具体的な施策・事業 |
|--------------------------------------|
| ○ ふるさと応援寄附金事業の推進 |
| ○ クラウドファンディングの実践と企業版ふるさと応援寄附金の積極的な活用 |

イ. 苫前ブランドの創造

苫前「地域ブランド」の要素を体系的に整理し、ターゲットと云えるメッセージの内容を確定させ、ブランド価値の向上と効果的なプロモーションを推進します。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 道内外の「北海道アンテナショップ」の有効活用と民間や町ホームページによる情報発信 |
| ○ 都市部での観光・物産展における苫前ブランド製品のPR販売と広域観光の充実を目指したシティプロモーションの実施 ：併せて、「住みよいまち」・「子育てするのに適したまち」を含めたPR |
| ○ 公認キャラクター「くまだとまお」の活用 |

施策2 地域資源を活かした観光振興

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|----------|----------|
| 観光施設入り込み数 | 193,812人 | 200,000人 |
| 宿泊者数 | 10,893人 | 12,000人 |
| 道の駅利用者数 | 164,569人 | 170,000人 |
| 交流イベント等参加者数 | 10,500人 | 12,000人 |
| 外国人観光客数 | 41人 | 100人 |
| 観光プロモーション実施回数 | 5回 | 6回 |

ア. 地域資源を活かした観光振興による関係人口の拡大

滞在型・通年型・体験型観光のメニューの開発や地域の魅力発達の強化を行うとともに、観光に携わる人材の育成を行います。また、本町の観光の柱となるエリアや施設等について、滞留・滞在期間の延長につながる施設整備等を推進します。

本町にある様々な観光資源となりうる地域資源を活かした観光振興を図るため、観光地域づくり法人（日本版DMO）について研究するとともに、町全体での観光プロモーションに取り組みます。

また、インバウンドを含めた観光客の誘致を進め、交流人口や関係人口の拡大に努めます。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 苫前町観光ビジョンの推進 |
| ○ 観光サイン等観光施設の整備 |
| ○ 「苫前町の宝」で選定された資源の保全及び景観形成整備 |
| ○ シーフロントパーク整備地区（とままえ温泉ふわっと、ホワイトビーチ、オートキャンプ場、未来港公園）の機能充実 |
| ○ 各種観光振興イベントの企画、開催（地域おこし協力隊の活用を含む） |
| ○ 交流人口増加のための観光プロモーション活動（地域おこし協力隊の活用を含む）の展開 |
| ○ 「苫前町の宝」の選定に伴うフォトコンテスト、パンフレットやポスターの作成、ICTを活用した魅力発信ツールの制作（来訪者が不便を感じずに町内を周遊・滞在できる環境の整備） |
| ○ 老朽化が著しい苫前町郷土資料館の改修に向けた検討 |
| * 次ページに続く |

| 具体的な施策・事業 | |
|----------------------------|---|
| ○ インバウンド誘客の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ：ホテル・観光施設の外国人受入体制の整備 ：W i - F i 環境（来訪者が無料で手軽にインターネットを利用できる環境）の構築 ：観光情報（観光サイン、観光ガイド、各種パンフレットなど）の多言語化 |
| ○ 観光地域づくり法人（DMO）の設立についての検討 | <ul style="list-style-type: none"> ：「稼ぐ」観光に向けた検討 |

施策3 関係人口の拡大と移住・定住の促進

| K P I（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|------------------|--------|----------|
| 苫前産をうりにした飲食店の店舗数 | 5店舗 | 6店舗 |
| イベント等の集客数 | 9,500人 | 11,000人 |
| 空き店舗活用件数 | 1件 | 2件 |
| スポーツイベント等の回数 | 6回 | 9回 |
| スポーツイベント等の参加率 | 60.9% | 70.0% |
| スポーツ施設利用者数 | 8,228人 | 13,000人 |
| 資料館来訪者数 | 5,282人 | 5,500人 |
| 移住定住者数（世帯） | 0 | 3世帯（累計） |
| 子育て世帯の転入数（世帯） | 5世帯 | 25世帯（累計） |
| 空き家活用件数 | 3件 | 15件（累計） |
| 移住プロモーション実施回数 | 6回 | 8回 |

ア. 市街地のにぎわい創出支援

新たな出会いや活躍の場、魅力や価値を感じることができる場として、市街地の機能向上を図る様々なまちづくりを支援します。

| 具体的な施策・事業 | |
|--|--|
| ○ 商店街などにおけるイベントや販売促進への支援 | |
| ○ 空き家や空き店舗を活用した新たな価値の創出（企業のオフィスやカフェ）支援 | |

イ. スポーツの活性化と関係人口の拡大

町民のスポーツ活動を支援するとともに、スポーツ拠点の整備・充実を図り、スポーツを通じた関係人口の拡大を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|-------------------------------------|
| ○ 本町で合宿を行う町外の文化・スポーツ系団体に対する宿泊料の助成支援 |
| ○ 拠点スポーツ施設の機能拡充 |
| ○ 各種イベントやスポーツ教室等の実施 |
| ○ 体育協会と連携したスポーツ大会の実施 |

ウ. 歴史・文化遺産を活用した関係人口の拡大

本町に根付いてきた歴史や文化を見つめ直し、観光・教育・行事など様々な場で活用していく町民の活動を支援するとともに、歴史や文化を通じた関係人口の拡大を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|--------------------------|
| ○ 文化財の歴史的価値を踏まえた活用 |
| ○ 産業振興や観光と連携した資料館施設の有効活用 |

エ. 友好都市・ふるさと会との交流促進

友好都市間で、住民による相互訪問や物産展を効果的に実施し、双方向の訪問や購買の活発化を推進します。また、本町出身者で組織されているふるさと応援団との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|--------------------------|
| ○ 友好都市との交流促進 |
| ○ ふるさと応援団（東京ふるさと会）との情報交換 |

オ. 移住・定住の促進

首都圏内の子育て世代や若者を対象とした移住プロモーションに取り組むとともに、本町への移住検討者の掘り起こしと本町への誘引を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 移住等の促進 ：首都圏にある相談窓口や民間団体等との連携により、移住検討者にきめ細かく対応する |
| * 次ページに続く |

具体的な施策・事業

：移住ポータルサイトによる情報発信や移住促進フェアにより、移住希望者に苫前町暮らしをPRするとともに、苫前に関心を持つ人、さらには関係人口の創出・拡大を図る

○ 受入体制の整備

：地域との連携を図り、需要（利用者）と供給（所有者）とのミスマッチを解消できるよう、空き家バンクへの登録物件の増加に努める

：全国に情報発信し、移住希望者が求めるライフスタイルに対応した応援メニューを紹介し、移住・定住を促進する

：移住支援として地域おこし協力隊員を積極的に任用する

○ 移住者への生活基盤整備の支援

：生活の基盤である住宅取得等に係る費用をサポートするなど、住環境支援制度を強化し、移住後の生活をサポートすることにより、首都圏等からの移住者を呼び込む

○ お試し居住、地域居住の検討

大綱 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略

第 1 節 数値目標

| 指 標 | 数値目標 |
|--------|------------|
| 年間出生数 | 85人(累計) |
| 年少人口比率 | 9.6%(268人) |

第 2 節 基本的な方向

(1) 結婚サポート

- ① 対象となる世代を対象とした交流機会を提供し、まちを知ることや誰もが気軽に交流したいと思えるような機会を創出し、定住の促進を図るために関係団体と連携し、管内や近隣自治体・産業団体などと連携した取り組みなどについても検討します

(2) 子ども・子育て支援の充実

- ① 子どもを産むまでの支援、産後の健やかな成長を促進する専門的な支援を充実することにより、子育ての負担感や不安の軽減を図り、出産、子育てに希望や期待を持つ家庭を増やします。
- ② 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実とサポートする子ども子育て条例を推進します。

(3) 安心して子育てできる環境の充実

- ① 家庭と子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、本町の実情に対応した保育・教育の提供体制を確保し、子どもの健やかな成長を支援します。

(4) 特色ある教育による知・徳・体の向上

- ① 子どもたちの学力向上のため、ICT教育等、時代に即した施策や補完的な学習の場など、ニーズを踏まえた施策を講じ、質の高い教育を実現することで、子どもの少ない中でも、進学等の際、不利にならないような取組を行います。
- ② 豊かな自然に恵まれ、農業・漁業や地場産業の特徴を生かし、子どもたちの知・徳・体の成長を支援する教育の充実を図ります。

(5) きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

- ① 落ち着いて学校生活を送ることができる良好な環境の整備に加え、きめ細かな教育の実施により、確かな学力の育成、保持を目指します。また、すべての子どもの心身の成長を育むためのフォローアップ体制を整備し、学校とコミュニティの連携による多様な学びを支援します。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 結婚サポート

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|----------------|-----|---------|
| 未婚者等の交流機会の提供回数 | 2回 | 4回 |
| 交流イベント参加者数 | 20人 | 40人 |

ア. 交流機会の充実

交流事業実行委員会や管内自治体、関係団体との連携を図りながら若い世代の交流機会を提供し、互いを理解しあうことで交流をより深められる関係づくりを図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| <input type="radio"/> 交流事業実施団体への支援 |
| <input type="radio"/> 管内や近隣自治体・産業団体などと連携した取り組みの実施 |
| <input type="radio"/> 結婚された方に対する結婚祝金の交付 |

施策2 子ども・子育て支援の充実

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|--------------------------------|-------|----------|
| 年間出生数 | 17人 | 85人（累計） |
| 年少人口 | 286人 | 268人 |
| 低体重児の全体出生に占める割合 | 12.5% | 10.0% |
| 3歳児健診時にう歯のない児の割合 | 86.4% | 90.0% |
| 妊娠中の喫煙率 | 0 | 0 |
| 乳幼児健診未受診率（3～5か月） | 5.0% | 0 |
| 〃（1歳6か月） | 5.0% | 0 |
| 〃（3歳） | 0 | 0 |
| 産後うつリスクの高い（EPDS 9点以上）褥婦に対する支援率 | 100% | 100% |
| 子育て世帯の転出数（世帯） | 4世帯 | 20世帯（累計） |

ア. 希望する人が子どもを持てる支援

安心して子どもを産み育てることのできるよう、子育て支援事業の充実を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| <input type="radio"/> 妊娠・出産・子育てに係る相談体制の強化・充実 |
| <input type="radio"/> 妊娠・出産に関する知識の普及・啓発 |
| <input type="radio"/> 産前・産後サポートの充実 |
| <input type="radio"/> 一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、不育治療に要する費用の助成支援 |
| <input type="radio"/> 出産支援費助成金 ：定期健康診査及び出産に係る通院費用の助成 ：医療機関のある現地滞在に要する宿泊費用の助成 |
| <input type="radio"/> 出産した方に対する出産祝金の交付 |
| <input type="radio"/> 療育のための入院が必要な未熟児への医療給付 |

イ. 子育て世帯への経済的支援の充実

子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育料（認定こども園利用者負担金を含む）や医療費などの子育てに係る負担軽減を総合的に実施します。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| <input type="radio"/> 保育料及び認定こども園利用者負担金の全面無償化 |
| <input type="radio"/> 子ども医療費支給基準の拡充（高校卒業までの医療費無料化） |

ウ. 子どもを産み育てるサポート体制の充実

多様化する子育て世代の抱える問題に対し、相談体制の確保や精神的な負担軽減に取り組み、安心して子育てできる環境を整えます。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| <input type="radio"/> 子ども子育て条例の推進 |
| <input type="radio"/> 家事や育児を行うことが困難な家庭に対する育児支援ヘルパーの派遣 |

* 次ページに続く

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 子育て家庭とサポーターをつなぐ地域子育てネットワークの充実 |
| ○ | 妊婦・乳幼児健診及び保健指導・訪問活動、妊娠・出産に関わる包括的な支援事業の実施、両親学級、育児教室や乳幼児相談の実施 |
| ○ | 子育て支援センターの充実 |
| ○ | 放課後児童の受入れ体制の充実 |

施策3 安心して子育てできる環境の充実

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|------|---------|
| 乳幼児数 | 128人 | 120人 |

ア. 家庭教育の推進

子育てや教育などの悩みや課題を抱える家庭に対し、適切にサポートを行うため、相談支援体制の拡充、母子保健との連携、規則正しい生活習慣の定着の促進などを行います。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 家庭児童相談の充実による子育て支援の推進 |
| ○ | CAP（子どもへの暴力防止）研修の実施等による児童虐待防止の推進と啓発 ：児童虐待等に対し適切な保護・支援 ：児童虐待等の未然防止、早期発見・早期対応 ：要保護児童対策地域協議会の関係機関による情報の共有 |
| ○ | 母子保健との連携による療育支援の推進 |

用語の解説

要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などが児童福祉法に基づいて設置する協議会

イ. 子育てと仕事の両立支援

社会環境の変化に伴う子育て中の保護者の就労ニーズや保育ニーズに対応するため、こども園（保育所）の運営の充実を図ります。また、男性の育児参加を促進していきます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | ライフ・ワーク・バランスの促進（生活と仕事の調和） ：家庭生活と仕事が両立できるよう、多様な勤務形態の導入、育児・介護休業の取得促進など、男女共に多様な働き方の選択を可能とする ：事業所がライフ・ワーク・バランスを推進できるよう、その働きかけを強化する |
| ○ | 児童館、児童クラブ、キッズクラブの運営による子どもの居場所の提供＝発達支援児の放課後支援（居場所づくり） |
| ○ | 遊びの広場・集いの広場の運営による異年齢児・世代間交流の促進 |

ウ. 安心して生活するための支援

DV（親密な関係にあるパートナーからの暴力）や虐待の被害にあった人の支援のため、関係機関との連携を強化し、自立に向けた生活のサポートを行います。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--------------------|
| ○ | DV等による母子生活支援施設入所措置 |
| ○ | DVの早期発見と相談体制の充実 |

エ. 保育・児童施設の整備

保育所の認定こども園への移行の推進を行い、安心して子どもを預けられる保育環境の維持管理を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 認定こども園への移行 |
| ○ | こども園（保育所）の保育環境の向上 |
| ○ | 保護者のニーズ、社会環境の変化、時代の要請を踏まえたこども園（保育所）の運営に向けた検討（学童保育・乳幼児保育・一時保育・障がい児保育など） |
| ○ | 長時間保育の実施による就労する保護者の育児支援 |

施策4 特色ある教育による知・徳・体の向上

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|----------------------------|--------|---------|
| 総合的な学習の時間に主体的に取り組む児童の割合 小6 | 78.3% | 100.0% |
| 朝食を食べる生徒の割合 小5 | 100.0% | 100.0% |
| ほとんど毎日運動している児童の割合 小5 | 100.0% | 100.0% |
| 学校給食で地元食材の使用率（金額ベース） | 16.7% | 17.0% |
| 児童・生徒1人当たりの貸し出し図書数 | 25冊 | 30冊 |

ア. 子どもたちの学力向上の推進

英語力などの実践的な学習の充実を図ります。また、児童生徒のICT活用能力の向上を図るとともに、社会で生活していく上での基礎となる確かな学力を育みます。

| 具体的な施策・事業 |
|----------------------------|
| ○ ALTの有効活用 |
| ○ 英語検定の3級以上受検者に対する検定料の助成支援 |
| ○ 教職員ICT研修の推進による指導力の向上 |
| ○ ICT教育推進についての検討 |
| ○ 補完的な学習の場の検討 |

イ. 健やかな成長の支援

児童生徒が規則正しい生活習慣及び正しい食生活の定着、運動習慣などを身につけ、健やかに成長するための支援をします。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 安全・安心でおいしい給食の提供による児童生徒の心身の成長支援 |
| ○ 会計処理の透明性、安定した給食の提供及び学校職員の事務軽減を図るため、学校給食会計の公会計化を推進 |
| ○ 地場産品や加工品を積極的に活用した特色ある学校給食の充実 |
| * 次ページに続く |

| 具体的な施策・事業 |
|-----------------------------|
| ○ 読書週間を身につけるための活動の推進 |
| ○ スポーツ活動の実施による学校における体力増進の支援 |

ウ. 「社会を生き抜く力」を育む体験型学習の推進

子供たちが個性や能力を発揮し、自らの夢の実現に向けて意欲的に生きていくため、地域と連携した様々な体験学習を通じ「社会を生き抜く力」と「郷土愛」を育みます。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 各学校の特色ある教育活動の支援 |
| ○ キャリア教育の推進 ：地域の施設や人材を積極的に活用し、ふるさとの良さを再発見し発信する学習を展開するなど、地域に根ざした教育の推進 |
| ○ 生活習慣の定着や各産業団体と連携した体験学習の推進 |
| ○ 環境教育教材の作成、環境学習の実施 |
| ○ 環境イベントの開催や学習成果の発表の提供 |
| ○ 子ども会への支援による地域からの子育ての推進 |

施策5 きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|-----------------------|----------|----------|
| 学校に行くのが楽しいと思う児童の割合 小6 | 78.26% | 90.0% |
| 学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 中3 | 55.17% | 82.0% |
| 苫前商業高等学校入学者数 | 9人 | 20人 |
| 苫前商業高等学校から地元就職者数 | 0人 | 10人（延人数） |
| 苫前商業高等学校の資格取得者数 | 78人（延人数） | 50人（延人数） |
| 苫前商業高等学校の地元進学率（注1） | 0% | 30% |

注1：地元進学率の地元生徒は留萌管内中学校出身生徒のこととする

ア. 教育の経済的負担の軽減

保護者の負担を考慮し、教育に必要な経済的負担の充実を図り、就学・学習機会の均等を確保します。

苫前商業高等学校の入学者を確保しその存続を図るため、苫前商業高等学校後援会への助成による運営の支援などを行い、同校の教育環境の維持・向上に努めます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 小中学生の修学旅行費用のうち、バス代にかかる費用の全額を保護者に助成支援 |
| ○ | 中体連全道大会の出場経費に対する助成支援 |
| ○ | 苫前町（苫前商業高等学校後援会）による財政的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・苫前商業高等学校に在籍する生徒への支援 ・若者交流センター（生徒寮・男子A棟・女子B棟）の指定管理による運営 |

イ. きめ細かな教育の推進（教育のセーフティネット）

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や学習機会を提供します。また、一人ひとりの個性や特性を大切にしながら、0歳から18歳までの成長を切れ目なく支援します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 個々に応じた早期からの教育相談による支援の充実 |
| ○ | こども園（保育所）と小学生との連携の取組促進による小1ギャップの解消 |
| ○ | 学校スーパーバイザー・子と親の心の相談員の配置、教育相談等の充実による児童生徒に対する丁寧な対応の推進 |
| ○ | 小中学生の携帯電話・スマートフォンの使用に関するルールづくりの推進 |
| ○ | チームティーチング講師の配置による小集団学習の推進 |
| ○ | 複式学級の児童・生徒数の独自基準制定による学校運営 |
| ○ | スクールバスの運行による通学手段の確保 |
| ○ | 小中学生の特別行事等の支援・充実 |
| ○ | 通学路合同点検による児童生徒の安全確保 |
| ○ | 苫前商業高等学校が実施するキャリア教育への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップに係る協力（受入） |

ウ. 学校・教育施設の整備

町内小中学校の改修及び環境整備を行い、良好な教育環境の維持管理を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------------------|---------------------|
| <input type="radio"/> | 学校施設の安全性の確保と学習環境の向上 |
| <input type="radio"/> | 給食施設の衛生環境の向上 |

エ. 学校運営体制の充実

学校は、地域と連携した教育活動が求められており、学校と家庭、地域による協働の学校運営体制の導入検討や学校支援ボランティアのさらなる活用を図ります。これと併せ、学校運営体制を充実します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------------------|--|
| <input type="radio"/> | 学校運営協議会と地域学校協働本部による学校支援 ：保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」と学校の授業等に地域住民が協力支援を行う「地域学校協働本部」が連携し学校を支援 |
| <input type="radio"/> | 全教員交流授業、小・中学校の体験入学などによる小中連携の推進 |
| <input type="radio"/> | 切れ目のない学習を図るための小中一貫教育の推進 |

大綱 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略

第 1 節 数値目標

| 指 標 | 数値目標 |
|--------------|----------|
| 再生可能エネルギー発電量 | 4,933MWh |
| 光ファイバー通信可能地区 | 17地区 |

第 2 節 基本的な方向

(1) 地産地消による持続可能な再生エネルギー社会への転換

- ① 風力発電など再生可能エネルギーの普及に向けた取組を関係機関と連携して推進するとともに、省エネ・省資源活動の取組を促進します。
- ② 風力発電事業の健全な運営を維持するとともに、風力発電からの町民還元事業を促進します。

(2) 森林資源の利活用の促進

- ① 良質な木材需要の伸長と地域資源である森林の利活用促進を図ります。これにより、これまで整備してきた森林の付加価値を高め、森林整備を促進することにより、林業の振興、豊かな生活環境の創出、教育資源としての活用等を進めます。
- ② 森林環境譲与税の創設に伴い譲与税を適切に活用し、森林所有者が将来にわたり安定した森林整備に取り組めるように支援します。

(3) 防災の推進

- ① 地震・津波や風水害などの自然災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

(4) 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化

- ① 老朽化による修繕が必要となる道路や橋梁などの社会基盤インフラの洗い出しを進め、河川整備と併せ危険個所の早期発見と早期対策を推進します。また、新技術の導入を積極的に行うことで、安全性を確保しながら、維持管理コストの低減を図ります。
- ② 空き家対策の推進にあたり、有効利用可能な空き家については中古住宅の利活用に努めるとともに、町営住宅等の老朽化対策として、公営住宅ストック総合活用計画などにに基づき、適正な維持管理と安全安心な住環境の整備促進を図ります。

(5) コミュニケーション手段の確保

- ① 高速通信基盤のさらなる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の向上と地域活性化を進めます。

(6) 行政機能の効率化の検討

- ① 行政経営を実現するため、総合振興計画に基づいて、町が実施すべきことを明確にし、多様な主体による協働の下で、戦略的な事業展開を実施します。
- ② 組織の適切な見直し、時代の変化に対応できる職員の能力開発、ICTの業務活用等を不断に実施し、町行政の効果的かつ効率的な運用を図ります。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|----------|----------|
| 再生可能エネルギー発電量 | 4,933MWh | 4,933MWh |

ア. 再生可能エネルギー自給体制の構築

風力発電事業の健全な運営を行うために、効率的な施設整備と適正管理に努め、健全な事業運営を維持します。
また、風力発電事業による収益からの町民還元（町民の生活に役立てていただけるよう）に向けた施策を促進します。

| 具体的な施策・事業 |
|----------------------------|
| ○ 再生可能エネルギー利用設備の普及拡大 |
| ○ 町営風力発電施設のリプレースによる健全な事業運営 |
| ○ 町営風力発電事業収入から町民還元を含めた地産地消 |

イ. 省エネ・省資源活動の推進

冷暖房の適正な温度設定など省エネ・省資源活動について、行政が率先することで、町民や事業者の取組を促進します。また、環境（環境美化を含む）に関する学習機会を提供するとともに、公共交通の利用を奨励します。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 省資源・省エネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の普及拡大 |
| ○ 木質バイオマスエネルギーの需要の創出に向けた環境の整備 |
| ○ 電力需要のピークカットやエコドライブ等の普及 |
| ○ 苫前環境スタジアムの取組事業者の普及拡大と運用支援 |
| ○ 環境（環境美化を含む）に関する学習機会の提供と公共交通の利用を奨励 |

施策2 森林資源の利活用の促進

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|----------|----------|
| 民有林の整備面積 | 259.67ha | 201.16ha |

ア. 森林資源の多面的機能の保全と整備

森林の健全な育成を促進するとともに、林業経営の安定化（合理化）と担い手の育成に努めます。

また、森林環境譲与税の創設に伴い譲与税を適切に活用し、森林所有者が将来にわたり安定した森林整備に取り組めるよう、関係機関と連携を図りながら森林整備を推進します。

| 具体的な施策・事業 |
|-----------------------------|
| ○ 森林譲与税を活用した森林整備体制の検討、整備の実施 |
| * 次ページに続く |

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|-------------------------------|
| ○ | 町内林業の基盤整備と活性化 |
| ○ | 林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保（育成） |
| ○ | 森林資源活用調査の実施、森林施業の推進、森林整備事業の拡大 |
| ○ | カラマツや間伐材の販路拡大 |
| ○ | 留萌産トドマツ材の販路拡大 |

施策3 防災の推進

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|--------------------------|-----------|------------|
| 緊急メール登録者数 | 162人 | 373人 |
| 自主防災組織の組織化率 | 100% | 100% |
| 消防団員の充足率・団員数 | 82.6%・76人 | 100.0%・92人 |
| 町営住宅の耐震化率 | 75.3% | 80% |
| 水道施設の耐震化率 | 17.9% | 20% |
| 木造住宅の耐震診断・耐震補強工事 助成件数 | 0 | 1件 |

ア. 防災体制・防災活動拠点の強化

地域における防災体制を強化するため、必要な資機材の購入や防災備品の充実を図るとともに、防災訓練の実施を通じて自主防災組織の活動を支援します。

非常時における職員の対応能力の向上のため、職員危機管理マニュアルの着実な運用（防災タイムライン）や情報収集体制の強化、危機管理に関する調査研究に努めるとともに、意識の高揚を図ります。

また、平常時から人命を保護し、社会経済への影響を最小限にとどめ、迅速な回復を図るため、国土強靱化地域計画に基づく本町の強靱化に取り組みます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---------------------------|
| ○ | 地域の防災力強化、自主防災組織の支援 |
| ○ | 危機管理体制を含めた避難計画マニュアルの着実な運用 |
| ○ | 防災条例の検討 |
| ○ | 防災の日の検討と地域に促した防災訓練の実施 |
| * 次ページに続く | |

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|------------------------------------|
| ○ | 防災備蓄品の整備と苫前町災害時備蓄計画の策定 |
| ○ | 防災アセスメントの実施（防災関連マップの点検を含む）と防災意識の啓発 |
| ○ | 職員危機管理マニュアルの着実な運用（防災タイムライン） |
| ○ | 苫前町強靱化計画の推進 |

イ. 防災情報システムの整備と要配慮者の支援体制構築

災害等の緊急用における情報の発信と収集及び伝達体制を図るため、同報系防災行政無線を活用した情報発信訓練を実施するほか、行政無線の区域外においては、町内会との連絡体制の強化を図るとともに、関係機関からの災害情報等を町のホームページ上に掲載するなど、防災に関する情報発信の充実に努めます。

また、地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 防災行政無線の聞こえの課題に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・津波計画区域の沿岸部世帯に対するラジオ型の個別受信機の配布 ・電子メール配信サービスの運用 |
| ○ | ドローンの積極的な活用と有効な運用 |
| ○ | 要配慮者の支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者や障がい者の把握と避難するための支援体制の構築 |

ウ. 消防団活動の推進と消防施設の整備

消防団員の安全の確保と待遇改善を図るとともに、消防団員の確保に努めます。また、資機材の計画的な整備や防災施設の整備を進めます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|------------------------------------|
| ○ | 消防車両、小型ポンプ、防火貯水槽等の消防施設の年次的な整備 |
| ○ | 消防団員の安全確保と待遇の改善の推進、消防力の強化に向けた団員の確保 |

エ. 自然災害対策の推進

気候変動に起因する自然災害に対応するため、危険箇所や想定被害の把握に努めるとともに、水害対策や河川の整備、砂防や急傾斜地、海岸高潮対策などの整備に向けて適切な対策を講じていきます。

| 具体的な施策・事業 |
|-----------------------------|
| ○ ため池等の耐震・耐豪雨に対する調査と補強工事の実施 |
| ○ 農業用排水路の点検と改修計画の推進 |
| ○ 除排雪作業の円滑な実施、除排雪協力補助金の交付 |
| ○ 河川整備事業の促進 |
| ○ 海岸高潮対策の促進 |

オ. 住宅等の耐震化の促進及びライフライン等の耐震化の推進

耐震化が進んでいない住宅の所有者に対して、耐震補強工事の実施を促すとともに、水道施設の耐震化を推進します。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 木造戸建住宅の耐震診断及び耐震補強工事の促進（安心快適住まいづくり促進条例の拡充） |
| ○ 町営住宅の耐震化の推進 |
| ○ 水道施設の耐震化の推進 |
| ○ 応急給水拠点の整備に伴う災害時の飲料水の確保 |
| ○ 苫前地区における臨海配水池施設の更新 |

カ. 安全な道路環境の整備

道路の安全対策を進め、安全で安心な道路環境を整備します。通学路の危険箇所について、学校や警察、保護者との合同点検を実施し、安全対策を推進します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 国道232号強靱化（防災・交通安全等）対策事業の整備促進 ：令和2年度から「小平防災」に着手 ：力屋（法面）、上平・豊浦（越波）を含め、留萌地域の特殊な厳しい事情（越波・吹雪等）を勘案した国道232号の強靱化対策の早期完成に向けた要望 |
| ○ | 国道239号霧立防災事業の整備促進 ：平成24年に本町霧立の国道239号線で発生した大規模な地すべりを受け、令和元年度よりトンネル工事が着手 ：トンネル工事は数年間の事業となることと想定されるが、できるだけ早い完成を要望 |
| ○ | 道道や町道における計画的な維持修繕や適切な維持管理の推進 |
| ○ | 通学路等の歩道整備推進 |
| ○ | 交通安全施設の整備促進、通学路安全対策工事の推進 |
| ○ | 通学路合同安全点検の実施による通学路の安全確保推進 |

施策4 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|--------------------|---------|---------|
| 橋梁長寿命化修繕計画による修繕箇所数 | 15橋（累計） | 15橋（累計） |
| 空き家数 | 198件 | 190件 |
| 民間賃貸住宅の建設戸数 | 2棟8戸 | 1棟4戸 |

ア. 道路・橋梁の老朽化対策の推進と公園施設の維持管理の最適化

道路・橋梁などの社会基盤インフラの老朽化に伴い、低いコストで安全性を確保できるよう、長期的視点に立った計画的・体系的な点検及び補修を民間事業者のノウハウを活用しながら実施します。また、公園の施設について、最適な維持管理を進めます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 地域要望や老朽化に対応した道路改良工事の実施（道路清掃や街路樹の剪定を含む） |
| ○ | 道路施設損傷箇所の補修工事の実施 |
| * 次ページに続く | |

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 道路ストック（舗装・法面・標識等）総点検に基づく主要幹線の長寿命化舗装及び道路施設補修工事の実施 |
| ○ | 橋梁長寿命化計画に基づく定期点検及び橋梁の長寿命化修繕工事の実施 |
| ○ | 道路法に基づく道路施設の定期点検の実施 |
| ○ | 公園施設の維持管理、施設の長寿命化推進 |

イ. 河川の整備

集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、古丹別川水系古丹別川の維持・管理・改修に向けた治水対策の整備促進を要望するとともに、町が管理する河川についても、適切な維持・管理に努めます。また、町民が自然に親しめるよう、身近な河川空間の創出に努めます。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|---|
| ○ | 古丹別川水系古丹別川の整備促進 ：遊水池を含めた新たな豪雨災害対策の推進 |
| ○ | 古丹別川水系の治水対策 ：樋門・排水溝などの水路設備の整備、改修と適切な維持管理の実施 |
| ○ | 古丹別川水系三毛別川とチエボツナイ川をはじめ、普通河川における総合治水（効率的な維持・管理・改良）と利水対策の推進 |
| ○ | 親水空間の充実と河川美化活動の促進 |

ウ. 空き家対策と既存ストックのマネジメント強化

空家対策計画に基づき、空き家となっている危険家屋への対応を適切に行うとともに、空き家の利活用に向けた支援策を推進します。また、定住空き家情報バンク（住まいのネット）をさらに充実させるために、貸し手と借り手のニーズを把握した上で、積極的にマッチングを行い、成約件数の増加を図るとともに、移住者の増加を目指します。

町営住宅等の老朽化対策として、公営住宅ストック総合活用計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、建築物耐震改修促進計画に基づく安全安心な住環境の整備促進を図ります。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 空家対策計画の適正な運用（特定空き家の認定など） |
| ○ 定住空き家情報バンクの推進（住まいるネット） |
| ○ 空き家の有効活用（空き家の購入・改修・家財整理）を促進するための助成支援 |
| ○ 世帯向け民間賃貸住宅の建設に向けた費用の助成支援 |
| ○ 町営住宅の長寿命化計画の推進 |
| ○ 用途廃止予定の町営住宅の利活用検討 |
| ○ 建築物耐震改修促進計画の推進 |
| ○ 公共施設等総合管理計画の推進 |

施策5 コミュニケーション手段の確保

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|-----|---------|
| 光ファイバー通信可能地区 | 6地区 | 17地区 |

ア. コミュニケーション手段の確保

今後も情報化は進展し、人や地域をつなぎ産業発展のため、情報システムはより一層重要な役割を果たすことが予想されます。こうした中で、本町の光ファイバーによる超高速ブロードバンド環境については、特に中山間地域において未整備状況の解消が求められていることから、情報通信インフラの改善に向け、通信環境等の整備や公共施設への公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備拡充に加え、未来技術を活用した社会（Society 5.0）をイメージしつつ具体的な課題解決に取り組みます。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 通信格差の解消と高度情報化社会に対応した環境の整備 ：光回線等を含めた高度無線環境の整備 |

施策6 行政機能の効率化の検討

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|-------|---------|
| 実質公債費比率 | 11.4% | 8.3% |

ア. 政策立案能力の向上

第5次苫前町総合振興計画の進行管理や基本戦略の効果的な推進に加え、住民ニーズに対応した政策を立案する能力の向上を図るため、文書能力や法制執務の研修など、通常業務を通じた指導を徹底します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------------------|--------------------|
| <input type="radio"/> | 政策能力の開発、適正な文書事務の執行 |
| <input type="radio"/> | 政策立案の支援、データ提供 |

イ. 職員の育成

住民ニーズの高度・多様化により、これまで以上に「困難な課題を解決する能力」や「高い業績」が求められており、人事評価制度の導入により、効果的な業務遂行、住民が満足できる職員、組織の成長及び人材育成を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------------------|--|
| <input type="radio"/> | 質的な向上を目指した人事管理の推進 ：適正な人事異動の実施 |
| <input type="radio"/> | 人事評価制度の運用 ：客観性、透明性、納得性の確保 ：住民サービスの向上 ：業務改善の促進 ：能力の向上 |
| <input type="radio"/> | 住民に対して常に公平に接し、住民の立場に立って考え、親切で誠意ある対応をする行動の遵守 |
| <input type="radio"/> | 研修等による職員の人材育成 |

ウ. 持続可能な財政運営

適正課税と収納率向上の取り組み、国・道補助金、有利な起債の活用などにより財源の確保を図るとともに、事務事業の見直し等による経費の節減を徹底し、長期財政推計に基づき、プライマリーバランスの黒字化を図りながら、自律的で持続可能な財政運営を行います。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------------------|------------------|
| <input type="radio"/> | 適正な固定資産税の評価替えの実施 |
| * 次ページに続く | |

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 収納率向上対策の強化、使用料（強制徴収公債権）の徴収強化 |
| ○ | 中長期財政計画の作成、補助金、負担金、委託料の見直し等によるコスト削減の推進 |
| ○ | ガバメントクラウドファンディングの積極的な活用 |
| ○ | 基金の計画的な造成 |
| ○ | プライマリーバランスの黒字化の確保 |
| ○ | 新地方公会計制度を踏まえた財務書類の作成・公表 |
| ○ | 行財政改革推進委員会の検討 |

| 用語の解説 | |
|-------|---|
| | <p>ガバメントクラウドファンディング：自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプログラムに共感した方から寄附を募る仕組み</p> <p>プライマリーバランス：債務返済費用以外の歳出が公債金以外の収入（税収）でどの程度賄えるかという基礎的財政収支のことで、その均衡とは現状以上に債務が増えない財政状態のことである。均衡状態では債務は減らないことから、債務を減らそうとすればバランスを黒字化しなければならない</p> |

工. 広域連携の推進

地域課題の範囲に合わせた近隣広域圏や近隣自治体との政策連携、事務連携、各種研究等を展開し、広域的な地方創生を促進します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|-----------------------------|
| ○ | 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の広域的調整 |
| ○ | 近隣広域圏や市町村との連携強化 |
| ○ | 広域連合、一部事務組合等を活用した広域的ニーズへの対応 |

大綱 5 健康で活躍する地域創造戦略

第 1 節 数値目標

| 指 標 | 数値目標 |
|-----------|-------|
| 健康診断受診率 | 60.0% |
| 認知症サポーター数 | 390人 |

第 2 節 基本的な方向

(1) 健康寿命の延伸

- ① 町民誰もが健康で生き生きとした生活を送り長生きできるよう、健康増進計画に基づき町民の健康づくりを進めます。そのために、行政組織内の各部署が連携を取り、保健事業や介護予防事業等を効果的・効率的に実施するため、一体的な事業を展開します。
- ② 町民それぞれのライフステージに合った（各世代の課題に沿った）健康増進事業を展開します。

(2) 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備

- ① 介護保険サービスや医療・保健と介護の連携、地域住民や事業者の協力の下、住み慣れた地域でできる限り自分らしく暮らし続けることのできる仕組みの実現を目指します。
- ② 団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降に備えた地域体制の構築を図ります。

(3) 地域を守るコミュニティの活性化

- ① 地域活動への理解を深め、参加を促進することにより、町民全般に地域コミュニティへの参加の意味の理解浸透を図ります。これにより、身近な生活環境を守り、魅力あるものに磨き上げていくため、地域の中で協力する関係づくりを促進します。

第3節 具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

施策1 健康寿命の延伸

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|-------|---------|
| 健康診断受診率 | 28.9% | 60.0% |
| メタボ等の割合 | 25.0% | 25.0% |
| 胃がん検診受診率 | 9.5% | 9.0% |
| 肺がん検診受診率 | 8.1% | 12.0% |
| 大腸がん検診受診率 | 8.3% | 11.0% |
| 子宮がん検診受診率 | 15.2% | 15.0% |
| 乳がん検診受診率 | 24.0% | 25.0% |
| 要介護認定率 | 23.2% | 25.0% |
| 住民主体の通いの場の数 | 1か所 | 2か所 |

ア. ところとからだの健康づくり

全町的な健康寿命を延伸させるための取組として、地域の健康づくりを推進する「健康づくりサポーター」「食生活改善推進員」「スポーツ推進委員」などと相互に連携し、健康づくりの場を創出します。

| 具体的な施策・事業 |
|---|
| ○ 関係する部署の各事業（保健事業・介護予防事業等）の一体的な展開に向けた連携体制・実施方法の検討 |
| ○ 高血圧、脂質異常症、糖尿病等に関わる生活習慣病予防運動の実施 |
| ○ 地域団体等による地域健康・体力づくり活動の推進 |
| ○ インフルエンザ等の感染症等の予防対策と接種費用の助成による負担軽減 |
| ○ ボランティア団体等による地域食材の普及活動や食文化の伝承活動の推進 |
| ○ スポーツ推進委員等による町民の健康づくり活動 |

イ. 生活習慣病発症及び重症化の予防

健康に対する意識を持たせるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、健康や食事に関する講座の開催や、食生活・たばこの健康被害等に関する普及啓発を行います。

各種検診については、受診勧奨の強化と受診しやすい環境を整備するとともに、個別アプローチによる保健活動を強化し、健康に関する情報提供や受診勧奨等を行います。

また、高齢者を対象とした健康に関する聞き取り調査などを行い、町民の健康状態の把握による生活習慣病等の発症及び重症化の予防を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 特定健康診査及び特定保健指導による生活習慣の改善 |
| ○ | 生活習慣病予防健診、人間ドック等による健康管理支援 |
| ○ | 食生活栄養改善普及活動の推進（苫前町食生活改善協議会の活動支援） |
| ○ | ライフステージに応じた健康課題解決のための保健事業の推進 |
| ○ | 口腔管理と生活習慣病にかかる健診事業の推進 |
| ○ | がんの早期発見、早期治療に向けたがん検診の実施及び受診勧奨 |
| ○ | 健康に対する意識高揚や動機づけ（運動の習慣化等）、健診受診率の向上のための情報発信体制の強化 |

ウ. 介護予防の充実

高齢者が元気で自立した生活を送り続けることができるよう、地域支援事業の充実を図ります。
また、介護予防に関する自主活動グループを育成するとともに、介護予防につながる活動が地域に広がるよう、他団体との連携し介護予防活動の充実を図ります。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 介護事業者に対する新卒者の雇用とスキルアップに必要な資金供給に加え、就学予定者への修学資金の給付 |
| ○ | 介護予防事業の実施 |
| ○ | 介護予防教室の開催や介護予防自主グループの育成 |
| ○ | 介護予防施設の機能充実 |
| ○ | サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホーム等の整備 |

施策2 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|------|---------|
| 認知症サポーター数 | 378人 | 390人 |

ア. 緊急時の医療の確保と地域医療等の充実

救急・緊急時の広域的な医療提供体制を整えるとともに、かかりつけ医・歯科医を中心とする地域に密着した包括的な保健医療の充実に向けた取組を進めます。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 広域的な医療機関との連携強化、在宅医療と保健介護の連携推進 |
| ○ 地域の医療体制の確保と医療環境の整備拡充 |
| ○ 苫前厚生クリニック2階の有効活用 ：厚生連との共催による認知症カフェの実施 |

イ. 地域包括支援体制の構築

福祉ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう、高齢・障がい等各福祉分野が連携した包括的な相談支援体制の構築を図ります。

また、高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、地域における医療、介護、生活支援等の包括的なサービス提供システムの拡充を進めるとともに、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに努めます。

| 具体的な施策・事業 |
|--|
| ○ 地域における医療、介護、生活支援等の一体的な提供システムを構築するための地域ケア推進会議等の開催 |
| ○ 地域包括ケアシステム構築に向けた医療と介護の連携強化 |
| ○ 地域包括支援センターの機能強化 |
| ○ ささえあいまちづくり意見交換会の開催 |
| ○ いやしふれあい助成事業の促進 |
| ○ にこにこタクシーの利用促進と利用者に配慮した制度の検証 |

* 次ページに続く

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 低所得世帯の経済的負担を軽減するために暖房用燃料等購入に係る費用の一部を助成 |
| ○ | 認知症相談体制の充実 |
| ○ | 認知症サポーター養成講座の開催 |

施策3 地域を守るコミュニティの活性化

| KPI（重要業績評価指標） | 基準値 | 目標値（R7） |
|---------------|-------|---------|
| 町内会加入率 | 91.0% | 92.0% |

ア. コミュニティの活性化

地域に住む一人ひとりが、地域の一員として生きがいを持ち、安心して暮らすことができるよう、コミュニティ事業や町内会活動を促進し、地域における支えあいや連帯感の醸成、「近所（近助）のちから」の強化により、地域の活性化を図ります。

また、地域おこし協力隊などの外部人材を活用した地域の主体的な取組を支援します。

| 具体的な施策・事業 | |
|-----------|--|
| ○ | 地域コミュニティの場としての公共施設の活用 ：苫前地区コミュニティセンターでのサロン事業の実施 |
| ○ | コミュニティ事業の推進 |
| ○ | 町内会活動の促進 |
| ○ | 集会所改築・改修事業補助金の交付 |
| ○ | 地域おこし協力隊の任用と活用 |

用語の解説

サロン事業：子どもから高齢者まであらゆる世代が居心地が良いと思える「居場所」を提供し、使用者同士が交流することで地域コミュニティの活性化を目的とした事業のこと

〒078-3792
北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町役場 総合政策室総合政策係
電話：0164-64-2212
FAX：0164-64-2142
Eメール：sogo@town.tomamae.lg.jp
苫前町ホームページ
：http://www.town.tomamae.lg.jp/